○厚生労働省告示第二百二十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月二十八日　厚生労働大臣　田村　憲久

第八号中(958)を(960)とし、(526)から(957)までを(528)から(959)までとし、(525)を(526)とし、その次に次のように加える。

(527)　トピロキソスタット

第八号中(524)を(525)とし、(108)から(523)までを(109)から(524)までとし、(107)の次に次のように加える。

(108)　イルベサルタン・トリクロルメチアジド

○厚生労働省告示第二百二十四号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十五年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次のように改正し、平成二十五年七月一日から適用する。

平成二十五年六月二十八日　厚生労働大臣　田村　憲久

第三号中「、大船渡公共職業安定所及び久慈公共職業安定所」を「及び大船渡公共職業安定所」に改め、第四号中「大河原公共職業安定所、築館公共職業安定所及び迫公共職業安定所の管轄区域に限る」を「仙台公共職業安定所、石巻公共職業安定所及び気仙沼公共職業安定所の管轄区域を除く」に改め、第五号中「（秋田公共職業安定所の管轄区域を除く。）」を削り、第二十号を第二十四号とし、第二十九号を第三十三号とし、第二十八号中「（都城公共職業安定所及び小林公共職業安定所の管轄区域を除く。）」を削り、同号を第三十二号とし、第二十七号中「（豊後大野公共職業安定所の管轄区域を除く。）」を削り、同号を第三十一号とし、第二十号から第二十六号までを四号ずつ繰り下げ、第十九号中「（徳島公共職業安定所及び鳴門公共職業安定所の管轄区域を除く。）」を削り、同号を第二十三号とし、第十八号中「宇部公共職業安定所、防府公共職業安定所及び柳井公共職業安定所の管轄区域に限る」を「山口公共職業安定所及び岩国公共職業安定所の管轄区域を除く」に改め、同号を第二十二号とし、第十七号中「呉公共職業安定所、尾道公共職業安定所、福山公共職業安定所、府中公共職業安定所及び広島東公共職業安定所の管轄区域に限る」を「広島公共職業安定所、第十六号中「和気公共職業安定所、高梁公共職業安定所及び笠岡公共職業安定所の管轄区域に限る」を「岡山公共職業安定所、倉敷中央公共職業安定所及び西大寺公共職業安定所の管轄区域を除く」に改め、同号を第二十一号とし、第十五号中「、浜田公共職業安定所及び出雲公共職業安定所」を削り、同号を第十九号とし、第十四号を第十八号とし、第十三号を第十四号とし、同号の次に次の三号を加える。

十五　兵庫県の区域（灘公共職業安定所の管轄区域を除く。）

十六　奈良県の区域（下市公共職業安定所の管轄区域を除く。）

十七　和歌山県の区域

第十二号中「京都西陣公共職業安定所及び」を削り、同号を第十三号とし、第十一号中「（長浜公共職業安定所の管轄区域を除く。）」を削り、同号を第十二号とし、第十号中「、飯山公共職業安定所及び大町公共職業安定所」を削り、同号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号中「、長岡公共職業安定所、三条公共職業安定所、十日町公共職業安定所、巻公共職業安定所及び南魚沼公共職業安定所」を「、三条公共職業安定所及び巻公共職業安定所」に改め、同号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　栃木県の区域（宇都宮公共職業安定所の管轄区域を除く。）

○厚生労働省告示第二百二十五号

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）第十四条の十六第二号の規定に基づき、水道法施行規則第十四条第三号の登録した旨を公示する件（平成十六年厚生労働省告示第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月二十八日　厚生労働大臣　田村　憲久

表氏名又は名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改める。

○厚生労働省環境省告示第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十五年三月二十二日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月二十八日　厚生労働大臣　田村　憲久
環境大臣　石原　伸晃

1　承認番号　13—36V—0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	三重大学医学部附属病院　病院長　竹田　寛 三重県津市江戸橋二丁目174番地
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	ＨＬＡ—Ａ*24：02拘束性ＷＴ１を特異的に認識するＴ細胞受容体（ＴＣＲ）α鎖及びβ鎖、並びに内在性のＴＣＲα鎖及びβ鎖遺伝子に干渉するｓｉＲＮＡを発現し、Gibbon ape白血病ウイルスのenv蛋白をエンベロープに持つ非増殖性の遺伝子組換えモロニーマウス白血病ウイルス（ＭＳ３—ＷＴ１—ｓｉＴＣＲ）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	１．治療施設におけるヒトの治療を目的とした使用、保管、運搬及び廃棄 ２．共同実施施設への輸送 ３．１及び２に付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	治療施設の所在地　三重県津市江戸橋二丁目174番地 治療施設の名称　三重大学医学部附属病院 (1)　ＭＳ３—ＷＴ１—ｓｉＴＣＲ溶液は、容器に密閉し、適切に拡散防止措置を執り凍結状態で治療施設に輸送し、施設内の適切に拡散防止措置を執った冷凍庫に保管する。 (2)　凍結状態のＭＳ３—ＷＴ１—ｓｉＴＣＲ溶液の融解、希釈及び分注操作は、Ｐ２レベルの実験室（以下「Ｐ２実験室」という。）内の安全キャビネット内又はＰ２実験室内で閉鎖系にて行う。患者リンパ球へのＭＳ３—ＷＴ１—ｓｉＴＣＲ導入細胞の培養その他のＭＳ３—ＷＴ１—ｓｉＴＣＲ希釈溶液及びＭＳ３—ＷＴ１—ｓｉＴＣＲ導入細胞の取扱いも同様にＰ２実験室内の安全キャビネット内又はＰ２実験室内で閉鎖系にて行う。ＭＳ３—ＷＴ１—ｓｉＴＣＲ希釈溶液及びＭＳ３—ＷＴ１—ｓｉＴＣＲ導入細胞の保管は、Ｐ２実験室内の冷蔵庫、冷凍庫又は培養器にて行う。 なお、ＭＳ３—ＷＴ１—ｓｉＴＣＲ希釈溶液若しくはその凍結品又はＭＳ３—ＷＴ１—ｓｉＴＣＲ導入細胞を入れた容器に開放系区域に運搬する場合には、密閉した容器に入れ、容器の落下又は破損を防止するために当該容器を箱等に入れ運搬する。